

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案参照条文

目次

○	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）	1
○	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）（抄）	3
○	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）（抄）	3

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 七の二（略）

八 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に定める銃砲若しくは刀剣類又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）に定める火薬類を不法に所持する者

九 十四（略）

2（略）

（上陸の申請）

第六条 本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。以下この節において同じ。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）の旅券又は第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。

2 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。

3（略）

（寄港地上陸の許可）

第十四条 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間七十二時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し寄港地上陸を許可することができる。ただし、第五条第一項各

号のいずれかに該当する者（第五条の二の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する特定の事由のみによつて第五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。以下同じ。）に對しては、この限りでない。

2  
3  
4 （略）

（船舶観光上陸の許可）

第十四条の二 入国審査官は、指定旅客船（本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して出入国在留管理庁長官が指定するもの）をいう。以下同じ。）に乗つてゐる外国人（乗員を除く。）が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三十日（本邦内の寄港地の数が一である航路に就航する指定旅客船に乗つてゐる外国人にあつては、七日）を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に對し船舶観光上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、指定旅客船に乗つてゐる外国人（乗員を除く。）が、三十日を超えない期間内において、数次にわたり、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときは、相当と認めるときは、当該外国人に對しその旨の船舶観光上陸の許可をすることができる。

3  
3  
9 （略）

（通過上陸の許可）

第十五条 入国審査官は、船舶に乗つてゐる外国人（乗員を除く。）が、船舶が本邦にある間、臨時観光のため、その船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船するように通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶の船長又はその船舶を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に對し

通過上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、上陸後三日以内にその入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

3 3 6 （略）

（一時庇護のための上陸の許可）

第十八条の二 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人から申請があつた場合において、次の各号に該当すると思料するときは、一時庇護のための上陸を許可することができる。

2 2 4 （略）

○ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十五条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「定める銃砲」の下に「、クロスボウ」を加える。

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）（抄）

（上陸の申請）

第五条 法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、

別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項及び第七條第一項において同じ。）又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならぬ。ただし、当該外国人（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者及び法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者を除く。）が、次に掲げる事項に係る情報を入国審査官が指定する電子機器に受信させる方法により提供したときは、この限りでない。

2  
一 八 （略）  
一 一 11 （略）

（寄港地上陸の許可）

第十三条 法第十四条第一項の規定による寄港地上陸の許可の申請は、別記第十七号様式による申請書及び寄港地上陸を希望する外国人が記載した別記第六号様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2  
一 5 （略）

（船舶観光上陸の許可）

第十三条の二 法第十四条の二第一項又は第二項の規定による船舶観光上陸の許可の申請は、別記第十七号の二様式による申請書及び船舶観光上陸を希望する外国人が記載した別記第六号の七様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2  
一 6 （略）

（通過上陸の許可）

第十四条 法第十五条第一項又は第二項の規定による通過上陸の許可の申請は、別記第十七号様式による申請書及び通過上陸を希望する外国人が記載した別記第六号様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わな

ればならない。

2  
く6 (略)

(一時庇護のための上陸の許可)

第十八条 法第十八条の二第一項の規定により一時庇護のための上陸の許可を申請しようとする外国人は、別記第六号様式及び別記第二十六号の様式による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。

2  
く5 (略)

別記第六号様式（第五条、第十三条、第十四条、第十八条関係）

（表）

外国人入国記録					
氏名					
生年月日	日	月	年	現住所	国名 都市名
渡航目的	<input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 商用 <input type="checkbox"/> 親族訪問			航空機便名・船名	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			日本滞在予定期間	
日本の連絡先	TEL				
裏面の質問事項について、該当するものに☐を記入して下さい。					
1. 日本での退去強制歴・上陸拒否歴の有無				<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2. 有罪判決の有無（日本での判決に限らない）				<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3. 規制薬物・銃砲・刀剣類・火薬類の所持				<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
以上の記載内容は事実と相違ありません。					
署名 _____					

（表）

<p><b>【質問事項】</b></p> <p>1 あなたは、日本から退去強制されたこと、出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことがありますか？</p> <p>2 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？</p> <p>3 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？</p>
--

別記第六号様式（第五条、第十三条、第十四条、第十八条関係）

別記第六号の二様式（第五条関係）

再入国入国記録				②	
氏名					
生年月日	日	月	年	航空機便名・船名	
<p>以下の質問について、該当するものに☑を記入し、署名して下さい（特別永住者の方は署名のみ）。</p> <p>1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい    <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい    <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>以上の記載内容は事実と相違ありません。</p> <p>署名 _____</p>					

別記第六号の二様式（第五条関係）



別記第六号の七様式（第十三条の二関係）

別記第六号の七様式（第十三条の二関係）

外国人入国記録（船舶観光） ①					
氏名 (漢字)	氏	名			男 ① 女 ②
国籍・地域		生年月日	日	月	年 船名
<p>以下の質問について、該当するものに☑を記入してください。</p> <p>1 あなたは、日本から退去強制されたこと、出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことがありますか？  <input type="checkbox"/> はい      <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>2 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？  <input type="checkbox"/> はい      <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>3 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？  <input type="checkbox"/> はい      <input type="checkbox"/> いいえ</p>					
以上の記載内容は事実と相違ありません。					
署名 _____					